

寄附金付き自動販売機設置の流れ

独立行政法人日本スポーツ振興センター
スポーツ振興事業部

STEP1～4は貴団体(自動販売機の設置先)が行う手続きです。

STEP1

寄附金付き自動販売機の設置決定 → センターに連絡

寄附金付き自動販売機の設置が決定しましたら、日本スポーツ振興センター（2ページの問い合わせ先を参照）までご連絡をお願いいたします。

STEP2

自動販売機設置業者の選定

自動販売機の設置業者を決定していただきます。決定後、センターにご紹介ください。（STEP1の設置連絡と同時にお知らせいただいても構いません。）

STEP3

販売条件・寄附金額の決定

貴団体と自動販売機業者との間で販売価格、設置場所、設置料等の詳細を決定していただきます。また、販売価格をもとにスポーツ振興基金への寄附金額（割合）をお決めいただきます。

STEP4

自動販売機の設置

自動販売機が無事に設置されましたら、貴団体で行っていただく手続きは終了です。



STEP5～7は自動販売機業者が行う手続きです。（ご参考）

STEP5

寄附金申込書の提出

設置完了後、自動販売機設置業者からセンターに「寄附金申込書」をご提出いただきます（所定の様式あり）。

STEP6

スポーツ振興基金シンボルマークの表示

売上のおよそ一部がスポーツ振興基金に寄附されることを示すシンボルマークステッカーの表示にご協力をいただいております。

STEP7

毎月の売上報告、寄附金の振込

自動販売機設置業者からセンターへ毎月の売上金額・寄附金額をご報告いただき、寄附金をお振り込みいただきます。

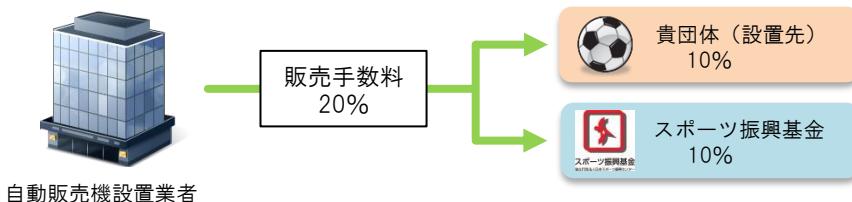
よくあるご質問

Q 寄附金付き自動販売機の仕組みは？

A 自動販売機の売上に応じて自動販売機設置業者から貴団体に支払われる手数料のうち、あらかじめ設定した金額（割合）をスポーツ振興基金へご寄附いただきます。

寄附金は自動販売機設置業者から直接センターにお振り込みいただきますので、貴団体においては寄附金をお振り込みいただく手間がございません。貴団体には寄附金分を控除した残額が手数料として支払われることとなります。

(例)



Q いくらから寄附できますか？

A 売上1本あたりの寄附金額を自由に設定していただけます。販売価格や手数料率等との兼ね合いもございますので、自動販売機設置業者と相談の上決定してください。

(例) 「売上1本につき○円」 または 「売上1本につき△%」

Q 自動販売機設置業者の指定はありますか？

A 業者の指定はありませんので、任意でお選びいただけます。センターから紹介させていただくことも可能です。

Q 寄附金付き自動販売機であることを明示できますか？

A 売上の一部がスポーツ振興基金に寄附されることを示すシンボルマークの表示にご協力をいただいております。ステッカータイプで自動販売機に直接貼付いただけます。ステッカーは自動販売機設置業者あてにお送りします。

また、貴団体に対してはセンターからお礼状を発送させていただきます。



お問い合わせ



スポーツ振興基金
独立行政法人日本スポーツ振興センター

独立行政法人日本スポーツ振興センター
スポーツ振興事業部 運営調整課 経理決済・管理係
TEL 03-5410-9149
FAX 03-5410-9151
E-mail kikin-sien@jpnspor.go.jp
<https://www.jpnspor.go.jp/sinko/>

